

2026年度 法科大学院

第1期入学試験問題

3時限

刑法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[刑法]

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（但し、特別法違反の罪について論じる必要はない）。

（事例）

- 1 Xは、2025年6月30日、会社の上司Vが所有し、居住している建物（以下、「本件建物」という）に赴いた。本件建物は、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て建物であり、建物外壁に近接して、建物の南側にエアコンの室外機（以下、「本件室外機」という）が1台設置されていた。本件室外機からのホース（配管）は、本件建物の外壁を通過して建物内の室内機と繋がっており、また、本件室外機の上方約1メートルには1階の窓があった。建物の外壁は、外側から順番にコンクリート、断熱材、石膏ボードで構成され、コンクリートは難燃性、防火性の素材であったため独立して燃えることはなかった。
- 2 Xは、V宅に到着するや、V宅の庭に無断で立ち入り、V宅の軒先に止めてあったV所有の自転車のサドル部分と、本件室外機に、所持していたジッポライター用オイルをかけて火を点けた。この行為により、自転車は全損し利用できなくなった。また、本件室外機の表面は焦げたが、その機能に障害が生じる程度には至らなかった。
- 3 そこでXは、Vに対する恨みを晴らすため、より火力の強いガソリンを使用することを思い立ち、一旦帰宅して、500mlペットボトルに半分くらい（250ml程度）ガソリンを入れた。そして、Xは、同ペットボトルを所持してV宅に再度赴き、V宅の庭に無断で立ち入り、本件室外機にガソリンをふりかけて火を点けた。その際、Xは、ペットボトルに入れたガソリンの半分程度を使用しただけであった。
- 4 その結果、本件室外機が全体に灰色ないし黒色に焼損し、ファン部分が焼失し、その機能に障害が生じた。また、本件室外機と建物内の室内機とを接続するホースのうち、本件建物外壁との間の部分が茶色に融解するなどした。さらに、本件室外機上方の1階窓は、網戸の網が焼損し、ガラスフィルムが剥離するなどした。

- 5 Vは、居宅内にいて休んでいたが、庭の方から何かが焦げるような臭いが漂ってきたので、確認したところ、本件室外機付近から炎が上がっていることを発見した。そこでVは、慌てて消防に連絡した。その直後に、消防隊がV宅に臨場するに至ったが、それ以前に本件室外機付近の火は自然鎮火していた。現場に臨場した消防士によると、本件室外機に点いた火がホースから外壁内部の断熱材等に燃え移ったり、本件室外機上方の窓が割れて本件建物内部に火が燃え広がったりする可能性はあった。しかしながら、その後、捜査機関が実施した燃焼実験では、その可能性が高度であったとは認められないことが判明した。

- 6 Xが、上記（2と3の）行為に及んだのは、Vに対して、日頃の恨みを晴らすため、本件建物の室外機を壊すことを考えたからであった。その際、Xは、本件建物（の一部）に火が燃え移っても構わないとは、思っていなかった。他方で、Xは、本件室外機のすぐ前に本件建物があることや、本件室外機の上方に窓（1階窓）があることは認識していた。しかしXは、建築関係の仕事をしてきた経験上、本件建物の外壁は難燃性、防火性のコンクリートでできており、本件室外機のホースは燃えにくい素材でできていることを知っていた。